

美山漁業協同組合 遊漁規則の変更の内容

1 変更の概要

- ・ 芦生ます類特別区、杉波谷ます類特別区に年券（7,500 円以内で組合が定めて公表する金額）の追加
- ・ その他、軽微な修正

2 新旧対照表

旧（現行）					新（変更後）				
第 1 条～第 6 条 略					第 1 条～第 6 条 略				
(遊漁料の額及び納付方法)					(遊漁料の額及び納付方法)				
第 7 条 略					第 7 条 略				
魚種	区域	漁具 漁法	期間	遊漁料	魚種	区域	漁具 漁法	期間	遊漁料
あゆ	全区域	第 3 条に 規定する 漁具漁法	年券	14,500 円	あゆ	全区域	第 3 条に 規定する 漁具漁法	年券	14,500 円
			日券	4,000 円				日券	4,000 円
こい ふな うなぎ はえ かわよ しのぼ り		第 3 条に 規定する 漁具漁法	年券	2,500 円	こい ふな うなぎ はえ かわよ しのぼ り		第 3 条に 規定する 漁具漁法	年券	2,500 円
			日券	800 円				日券	800 円
ます類 (あま ご、い わな、 や ま め、に じ ま す)	特別区 (佐々 里ます 類特別 区)	竿釣に限 る	年券	7,500 円	ます類 (あま ご、い わな、 や ま め、に じ ま す)	特別区 (佐々 里ます 類特別 区)	竿釣に限 る	年券	7,500 円
			日券	3,000 円				日券	3,000 円
		竿釣	年券	7,500 円 以内で組 合が定め て公表す る金額			竿釣	年券	7,500 円 以内で組 合が定め て公表す る金額
			日券	3,500 円 以内で組 合が定め て公表す る金額				日券	3,500 円 以内で組 合が定め て公表す る金額

	特別区 (芦生 ます類 特別 区、杉 波谷ま す類特 別区)	竿釣	新設	新設		特別区 (芦生 ます類 特別 区、杉 波谷ま す類特 別区)	竿釣	年券	7,500 円 以内で組 合が定め て公表す る金額
			日券	3,500 円 以内で組 合が定め て公表す る金額				日券	3,500 円 以内で組 合が定め て公表す る金額
2	略				2	略			
3	略				3	略			
4	略				4	略			
第 8 条～第 13 条 略					第 8 条～第 13 条 略				
附則					附則				
1. この規則は、令和 6 年 1 月 1 日より施行する。					1. この規則は、令和 6 年 1 月 1 日より施行する。				
2. この規則は、令和 7 年 3 月 27 日より施行する。					2. この規則は、令和 7 年 3 月 27 日より施行する。				
					<u>3. この規則は、令和 8 年 3 月 18 日より施行する。</u>				